

# 令和4年度（2022年度）北海道いじめ問題審議会（第2回）会議録

## 【次第】

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」について
  - (2) その他
- 3 閉会

## 【出席者】

(会長)

○北翔大学教授 飯田 昭人

(副会長)

○札幌弁護士会「子どもの権利委員会」委員 根本 寛子

(委員)

○札幌学院大学准教授 井上 大樹（オンライン）

○北海道PTA連合会参与 三澤 祥子

○北海道社会教育委員連絡協議会会長 岩野 真志

○札幌国際大学教授 鈴木 憲治

○北海道人権擁護委員連合会委員 田坂 恭子（オンライン）

○北海道医師会常任理事 三戸 和昭（オンライン）

## 【欠席者】

(委員)

○北海道教育大学教授 平野 直己

○北翔大学准教授 新川 貴紀

## 【事務局】

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全担当局長 伊藤 伸一

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長 泉野 将司

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長補佐 松田 卓也

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課主幹 前田 高伸

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課総括主査兼企画・調整係長 佐伯 基

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係係長 木野下尚大

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係主査 稲川 洋生

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係主任指導主事 永野間雅博

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係主任指導主事 佐藤 鮎美

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係指導主事 及川 剛志

## 【日時及び場所】

○令和4年（2022年）9月8日（木）15時30分～16時35分

○かでの2. 7 820研修室（札幌市中央区北2条西7丁目）

## 【会議録】

1 開会

(泉野課長)

定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第2回北海道いじめ問題審議会を開会させていただきます。

私は、生徒指導・学校安全課の課長の泉野と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本来であれば、生徒指導・学校安全担当局長の伊藤から御挨拶を申し上げるべきところでございますが、ただ今、北海道教育委員会定例会会議を開催しておりまして、そちらの方で、説明員として参加している都合上、代理で、私の方から冒頭御挨拶申し上げます。

(泉野課長)

北海道いじめ問題審議会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、多用の折、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また、皆様におかれましては、それぞれの御立場から、本道のいじめの防止の取組に向けまして、御理解と御協力を賜り、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

さて、本審議会は、北海道いじめの防止等に関する条例に基づきまして、北海道におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るため、北海道教育委員会の附属機関として設置・開催しているものでございます。

本日は、本年度、第2回の審議会といたしまして、今後、改定を予定してございます、「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」につきまして、御協議いただきたく存じております。

皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見等を賜りますよう、お願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(泉野課長)

それでは、本日は10名のうち、オンラインでの参加者3名を含めまして、8名の委員が出席いただいております。

つきましては、会議が成立していることをここに報告いたします。

次に、本日の日程につきまして、ご説明申し上げます。

本日の会議の日程・議事につきましては、お手元の開催要項に記載のとおり、(1)といたしまして「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」につきまして、御協議いただきたく考えております。

なお、協議につきましては、「北海道いじめ問題審議会の会議の公開について」の1(2)の規定に基づきまして、非公開としたいと考えております。

よろしくお願いいたします

それでは、ここからの議事進行につきましては、飯田会長にお願いできればと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします

(飯田会長)

それでは、これより議事に入りたいと思います。

なお、この後、事務局から説明を伺う予定ですが、その後の協議については、事務局からの説明のとおり、非公開としたいと考えていますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事(1)「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」について、事務局から御説明願います。

よろしくお願いいたします。

(松田課長補佐)

生徒指導・学校安全課の松田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、「北海道いじめ防止基本方針」及び「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」について御説明いたします。

資料は、お手元に配付させていただいた1と2になります。

道においては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行し、同年8月には、今、お手元に配付してあります資料1になりますが、「北海道いじめ防止基本方針」を策定し、平成30年2月には、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、道の基本方針を改定したところがございます。

また、道教委においては、北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な取組を示した道の基本方針の内容を、計画的、かつ着実に実行していくため、平成31年2月に資料2になります「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」を策定したところがございます。

これまで、道教委では、道の基本方針及び取組プランに沿っていじめの防止等に向けた取組を実行するとともに、毎年度、評価・検証を行いながら、学校、家庭、地域住民、行政、その他関係者等と連携、協力し、いじめの防止等に向けた取組を進めてきたところですが、取組プランについては、今年度が最終年度となっており、次年度に向けて新たな取組プランについて検討する必要があります。

また、道の基本方針については、児童生徒を取り巻く社会的情勢の変化や道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組、いじめ防止対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に見直しを行うこととされております。

道教委としては、改定に向けて作業を進めているところですが、改定に当たっては、本審議会において、いじめ対策の改善等について、委員の皆様から御意見をいただくなどして、知事部局とも連携し、取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

(飯田会長)

どうもありがとうございます。

それでは、改定に向けたスケジュールについての説明がありましたが、御質問のある委員の方は発言をお願いいたします。

いかかでしょうか。

特に、ここまでは、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど非公開とするとした協議に移りますので、傍聴者、報道機関の方は、御退席をお願いします。